

# WRO Japan 山形県実行委員会会則

## 第1条（名 称）

本会は「WRO Japan 山形県実行委員会」と称し、事務局を山形県立村山産業高等学校に置く。

## 第2条（目 的）

WRO Japan 山形県実行委員会（以下本会という）が主催し、大会運営を円滑に行うことを目的とする。

## 第3条（組 織）

1. 本会の運営組織は、本会役員、事務局、運営委員をもって構成する。
2. 実行委員長は、大会運営に関する業務を統括し、一切の権限を有する。
3. 実行委員は、大会運営に関する業務を行い、競技上の責任を有する。
4. 事務局は、大会参加募集・受付、開催日の調整及び会場設営等の大会運営に関する庶務的・実務的業務を行う。
5. 運営委員は、大会運営に関する業務を行い、競技上の責任は有しない。但し、大会の規模により柔軟に対処する。
6. 審判長・審判員は、実行委員長が委嘱する。
7. 審判長は、審判員を代表し、審判員による審判団を形成する。
8. 審判団は、競技ごとに主審・副審を定め、大会競技規則に基づき競技の審判・進行の業務を行う。

## 第4条（特別審査委員）

1. 特別審査委員は、本会が選考し実行委員長が委嘱することができる。特別審査委員は、実行委員長1名、事務局1名、審判長1名の計3名で構成する。
2. 特別審査委員は、各賞の審査を行う。

## 第5条（任 期）

任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第6条（会 議）

本会に次の会議を置き、必要に応じて実行委員長がこれを招集する。

1. 規約の改廃に関する事項
2. 役員の変更に関する事項
3. 執行、計画並びに予算及び決算に関する事項
4. その他必要な事項

## 第7条（補 足）

大会の規模・内容等に特別の事情がある場合は、本大会の精神を損なわない限り、本会則によらないことができる。

## 第8条（改 訂）

本規則の改訂は、本会の議決による。

付 則 本規則は、平成27年6月10日より施行する

※詳細については、WRO Japan 山形県大会競技規則（競技規則）と WRO Japan 山形県大会申し合わせ事項（申し合わせ事項）を参照する。